

参政権運動と新婦人協会

新婦人協会

大正8(1919)年11月24日、婦人の社会的・政治的権利獲得を目指して、新婦人協会が結成されました。新婦人協会は、創立から約3年の短命に終わるものの、治安警察法第5条の一部改正に貢献しました。新婦人協会は、部分的とはいえ女性の政治的権利獲得に成功した戦前唯一の婦人団体として、日本の女性運動史上に大きな足跡を残しました。奥むめおは、新婦人協会の活動に創立当初から中心的存在として関わり、特に、治安警察法第5条改正に当たって精力的な活動を展開し、機関誌『女性同盟』の発刊にも大きく尽力しました。

参政権運動

治安警察法第5条では、「女子」が政治集会に参加したり、発起人になったり、政党に加入することが禁止されていました。新婦人協会は婦人参政権の第一歩として、結成と同時に、まず「女子及」の3文字を削除させる請願運動を展開しました。法案成立にむけて最大の壁であったのが、貴族院議員藤村義朗男爵でした。奥むめおは、長男・杏一を背負い、ねんねこ姿で反対派藤村男爵の東京中野にある邸宅を訪ね、談判に及び、改正案への支持を取り付けました。しかし、藤村男爵の心を反対から賛成へと大きく動かしたことの背景には、政友会と国民党の間の駆け引きがありました。「治警法改正という痛切な願い」が政争の具となったことに、奥は「既成政党頼むにたらず」という思いを心に強く刻み込んだとされています。



新婦人協会設立当時(大正9年)